



門田事務所 Official HP <http://www.kadota-office.com/>

ブログも更新中… <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>



今月の言葉

威风凛凛 ~いふうりんりん
威厳・威勢があり、きりっと引き締まった様。

~自分自身をしっかりと持ち、
確固たる思いを持ってこそ、
背筋ものびる、でしょうね。

唐桑の港にて
Photo by Yoko K.

「有限責任事業組合契約に関する法律」が平成17年8月1日から施行されました。これは、創業を促進し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興するために、民法組合の特例として、有限責任事業組合という制度を創設したものです。

この有限責任事業組合の大きな特色としては

1. 出資者全員の有限責任…出資者は出資額までしか責任を負わない。
2. 内部自治の原則…利益や損失の配分、内部の機関などは出資者が自由に決定。
3. 構成員課税の適用…組合に課税されず、出資者への利益配分に課税される。

が挙げられます。

この組合は、個人・中小企業・大企業を問わず、高い技術力を持った者同士が連携し、新たな価値を生み出していくのに適した制度と言えるかもしれませんね。

司法書士・行政書士 門田 修

医療保険や介護保険などの社会保険制度は、社会情勢の実態にあわせて5年に一度見直しが行われることになっています。2000年4月に施行された介護保険は、昨年からの議論が行われておりましたが、この6月、改正介護保険法として成立しました。ポイントは下記の4点です。

1. 給付の効率化・重点化～介護予防システムの確立と施設給付の見直し
2. 身近な生活圏域でのサービス体制整備・住居者サービスの体系的見直し
3. サービスの質の確保と向上～介護事業者・介護職員の資質向上
4. 介護保険料に関して、低所得者の負担軽減と年金天引き範囲の拡大等

今回の法改正で『介護の予防』という考え方が大きく動き出したように思います。いつまでも自分の暮らす地域で生き活きと過ごすことができるよう、日頃から体調管理には努めたいものですね。

社会保険労務士 門田陽子



特集：不動産登記法

～オンライン申請(仙台法務局:平成17年度中導入予定)に向けて

改正不動産登記法が平成17年3月7日から施行されたことは以前のニュースでもお伝えしたところですが、その具体的内容についてシリーズでお話をしています。

◇第3回【権利書がなくなる!!!】

従来、登記が完了すると、権利を取得した人には登記済証(法務局から登記済という印鑑を押されたもの)が交付されていきましたね。この登記済証で、不動産の所有権の権利の取得に関するものがいわゆる「権利書」と言われ、不動産の売買や銀行からの借り入れなどの際には不動産の所有者であることを証するための必須の書類として、皆さんの間でもよくご存知のものだったと思います。



これからの登記の手続きは、法務大臣の指定を受けた法務局(オンライン指定庁)から、順次インターネットを利用する制度(オンライン申請)へ移行することになります。(ちなみにオンライン指定庁に移行後も書面による方法も可能です。)

オンライン申請による場合、今までは書面で提出していた全ての情報を、電子情報として送信しなければなりません。当然書面としての「権利書」もオンライン申請には使えなくなります。そこで、これまでの「権利書」は登記が完了しても交付されないことになりました。

今後はどうなるのでしょうか?実は8月20日、埼玉県にて全国に先駆けてオンライン指定庁となった上尾出張所で既にスタートしているオンライン申請の現状と実務上の課題についてセミナーが開催されるので、受講してきます。このことは9月号で皆様にご報告しますね。



労務のツボ~その1~

特定の制度をスタートさせる際に必要な書面協定

今回は、皆様のご質問がとて多い労使協定の作成義務について、ご紹介します。

- ①労働者の貯蓄金を、その委託を受け手監理する場合
- ②賃金からの一部控除
- ③1ヶ月単位の変形労働時間制
- ④フレックスタイム制
- ⑤1年単位の変形労働時間制
- ⑥1週間単位の変形労働時間制
- ⑦休憩の一斉付与の例外
- ⑧時間外・休日勤務
- ⑨事業場外のみなし労働時間制
- ⑩専門業務型裁量労働制
- ⑪年次有給休暇の計画的付与
- ⑫年次有給休暇の賃金を標準報酬日額で支払う場合

作成方法・届出の有無等、詳しい内容はどうぞお問い合わせください。

健康ワンポイント講座 VOL. 8

ビールにはやっぱり枝豆!!

ビールに枝豆、実は理にかなったもののようなです・・・というのも、枝豆はビタミン B1、B2、ビタミン C、たんぱく質、カルシウム、脂質も含む栄養バランスの良い野菜です。夏に不足しがちなビタミンを補うにはもってこいです。更に、ビタミン B1、ビタミン Cにはアルコールの分解を促す働きがあります。ビールには枝豆をぜひ一緒に〜とはいえ、くれぐれも、ホドホドに。

「季節の健康」より

Kadota office.com 2005.8 #発行: 2005年8月1日 #編集・構成: Kadota Office

編集後記:



先日、ずっとやりたかったことができました。それは観葉植物の鉢植え。門田事務所は、全体を木質系でまとめておりますが、開所時にたくさんの観葉植物を頂いたこと、また、私自身も緑が大好きなこともあって、小さな鉢があららこちらに置いてあります。事務所に入ると、なんとなく柔らかくて甘い空気に包まれる感じがするのは、たくさんの植物が光合成をして酸素をたくさん放出してくれるからでしょうか。おいでくださる方々にも、「目にも気持ちいにも優しいね。」と喜んで頂いています。ご相談にいらしてくださる方には少しでもホッとした気持ちになって頂きたい、と思うのです。私たち自身の仕事環境も少しでも良いほうが、仕事も捗るような気がしますね。・・・とはいっても、やはり人の出入りが多いので、花粉が飛んでアレルギーなどに触ってもいけないと思い、基本的には殆ど観葉植物です。ポトスやアイビー、折鶴蘭(オリヅルラン)などは、お水と程よい栄養があればどんどん大きくなり、蔓も伸びます。そこで節の良い場所で切り、水にさしておくと、すぐに真っ白でキレイな根っこが伸びてきます。生命力、命の強さを感じます。小さなガラスの花瓶やペットボトルに短くした蔓を入れ、目の光を一杯浴びるように出窓に並べてあるのですが、最近、わんさか茂っておりまして・・・充分に土に植え替えても根っこを張る size になっておりました。5・6・7月は、私たちにとって一番忙しい月でもあり、ちょっと気づかないフリをしていたのですが、緑たちに『もっと栄養をちょうだい〜!!!』と言われていたようで・・・気になっていたのです。まず、自宅から持ってきた小さな鉢に石を敷き、土を入れ〜あぁ!久しぶりに土を触りました。冷たく柔らかい触感がたまりません。今日は、アイビー1鉢、ポトス1鉢、折鶴蘭1鉢、初雪蔓(ハツユキカヅラ)1鉢、小さな寄せ植えを1鉢(写真)をつくりました。それから、またまたグングン伸びている蔓をプチッと切り、【新しいお水+栄養】の培養用ペットボトルの中へこれを8つ。暑すぎても植物にとって良くないので、これからの時期は栄養や気温も見ながら、新たな分子たちの成長を見守りたいと思います。

★ 発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

✉ 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com ✉ 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

✍ 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> ✍ 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

